

# 消防の動き



消防法の一部を改正する  
法律案の概要  
テロ対応資機材の整備

平成14年  
3月号  
373

消防庁

巻頭言 予防行政の今後	3
<b>特集 1</b>	
消防法の一部を改正する法律案の概要	4
<b>特集 2</b>	
テロ対応資機材の整備	6
<b>トピックス</b>	
平成13年度消防功労者消防庁長官表彰式	11
ベトナム公安大臣の消防庁長官表敬訪問	13
全国消防長会常任理事会 消防庁の重点項目等説明	14
日本消防協会定例表彰式	14
ミニコンサートの開催	15
<b>レポート</b> 平成13年(1月～12月)における火災の概要(概数)	16
老朽化消火器の一斉回収結果	19
消防法施行令の一部を改正する政令等の概要	21
消防通信～北から南から 長野県須坂市消防本部 「安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す消防本部」	23
<b>コラム2001</b> ワールドカップサッカー大会における消防・救急警戒	24
<b>広報資料(5月分)</b>	
消防団活動への理解と協力について 25	
住民に対する応急手当の普及啓発 27	
天ぷら油による火災の防止 28	
風水害への備え 29	
津波～その時に備えて 30	
<b>インフォメーション</b>	
2月の主な通知 31	
消防庁人事 31	
広報テーマ(3・4月分) 31	
テレビ防災キャンペーン(4月分) 31	

# 予防行政の今後



消防庁予防課長 清矢 守

3月8日に消防法の改正案が閣議決定され国会に提出されました。これまで一斉立入検査や法案検討のための調査にご協力いただいた消防機関等の皆様に、心よりお礼申し上げます。

さて、今回の改正のきっかけは、言うまでもなく、昨年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災です。この火災では44名という多くの死者が出ましたが、このような大惨事となった主な要因として防火管理義務等の消防法違反が指摘されました。さらに、一斉立入検査で全国の雑居ビルの9割以上で何らかの違反があり、また、その他の調査で一般の建物についても違反が横行していることが確認され、繁華街の雑居ビルだけが問題ではないことが明らかとなりました。

一方、消防庁においては早速、専門家や消防機関の代表者からなる委員会と消防審議会に対策の検討をお願いしたところ、全国消防長会等の要望も踏まえ昨年12月にそれぞれ報告、答申がとりまとめられました。今回の法案は、これらを具体化するためのものです。

その主な内容は、まず、消防機関による違反是正の徹底のための、立入検査の時間制限の撤廃、使用禁止命令等の発動要件の明確化、命令を発した場合の公示、罰則の大幅強化、また、事業者の防火管理を充実するための、資格者に法令の適合状況を点検させる防火対象物定期点検報告制度の導入です。

これらの対策を一言で言えば、「国民の自己責任を強化した事後チェック型行政」といえると思います。つまり、「行政が事業者を粘り強く指導する」のではなく、「行政が明確なルールを示し、普段は事業者と消費者によるチェックを基本とし、違反があれば行政が迅速に命令・公表し、告発も辞さない」ということです。

いずれにしても、今回の消防法改正は昭和49年以來の抜本改正であり、消防庁としても、4月から、防火安全室を設置し立入検査や命令・告発のマニュアルを策定したり、違反是正支援センターにおいて個別具体のケースについてのご相談に応じていくなど、万全を期してまいりたいと考えておりますが、全国の消防関係者の積極的な取り組みに期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

## 特集 1

# 消防法の一部を改正する法律案の概要

予防課・危険物保安室

消防法の一部を改正する法律案については、平成14年3月8日に閣議決定され、同日国会へ提出されました。(閣議第49号)。法律案の概要は以下のとおりです。

## 1 法改正の背景

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町ビル火災は、延べ面積500㎡程度の小規模なビルで発生したにもかかわらず、44名の尊い命を奪い、昭和57年のホテルニュージャパン火災(死者33名)を超える大惨事となりました。

このような大惨事となった要因としては、階段上の物品存置、避難訓練の未実施等消防法令違反があったこと等の事実が指摘されていますが、この火災を踏まえ、緊急に実施された全国の小規模雑居ビルの一斉立入検査の結果、何らかの消防法令違反があるものが9割を超える等の事実が判明し、これらの問題がこのビルに特有のものではなく、同種の小規模雑居ビルにおいて共通の問題であることが明らかとなりました。また、小規模雑居ビルのみならず、防火対象物全般において消防法令違反が横行している(消防計画未作成約4割等)状況が明らかとなっています。

このような防火安全対策の課題に鑑みれば、消防機関による違反是正の徹底、防火対象物の関係者による防火管理の徹底、避難・安全基準の強化を図る必要があるとの提言が消防審議会から出されたことを踏まえ、所要の法令改正を行うこととなりました。

## 2 違反是正の徹底

違反是正の徹底を図るため、消防機関による立入検

査の時間制限の廃止、措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化、措置命令を発した場合の公示の義務付け等立入検査及び措置命令に係る規定の整備を図ることとします。

## 3 防火管理の徹底

防火管理の徹底を図るため、資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度を導入するとともに、法令を遵守している防火対象物の定期点検報告義務免除の認定を行うこと等とします。

## 4 避難・安全基準の強化

避難・安全基準の強化を図るため、廊下、階段等の避難上必要な施設等に物件がみだりに存置されないよう管理を義務付けることとします。

## 5 その他

その他、罰則の引上げ、消防長等の関係官公署への照会・協力要請等関係機関との連携強化、消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件の撤廃等を行うこととします。

## 6 施行期日

公布の日から起算して6月(定期点検報告制度は1年6月)を超えない範囲内において政令で定める日から施行します。

## 消防法の一部を改正する法律案のポイント

### 法改正の理由・目的

#### 新宿区歌舞伎町ビル火災

延べ面積500㎡程度の小規模なビルで発生したにも関わらず、44名の死者を出した

昭和57年のホテルニュージャパン火災(死者33名)以来の大惨事

防火管理違反等の消防法令違反等が主な要因

#### 消防法令違反の状況

小規模雑居ビル一斉立入検査  
消防法令違反があるものが9割超等

防火対象物全般で消防法令違反が横行

- ・防火管理者未選任 ...約3割
- ・消防計画未作成 ...約4割

違反是正の徹底

防火管理の徹底

避難・安全基準の強化

### 改正の内容

#### 1. 違反是正の徹底

- (1)立入検査の制限の見直し(第4条)
  - ア. 時間制限の廃止  
営業時間又は日中 全時間帯
  - イ. 証票提示の相手方の拡大  
所有者等 関係のある者(請求時)
- (2)措置命令、使用禁止命令等の発動要件の明確化(第5条、第5条の2)
  - 例:(使用禁止命令 措置命令の不履行のため、引き続き火災の予防に危険であると認める場合等)
- (3)措置命令を行い得る主体の拡大(第5条の3)
  - ...物件の除去等一定の措置命令  
消防長又は消防署長 消防吏員
- (4)措置命令等を発した場合の公示義務付け(第5条～第5条の3等)

#### 2. 防火管理の徹底

- 防火対象物の定期点検報告制度の導入
- (1)資格者による防火管理業務等に関する定期点検報告制度の導入(第8条の2の2)
  - (2)法令を遵守している防火対象物の点検報告義務免除の認定(第8条の2の3)
  - (3)点検済表示、認定表示制度の導入(第8条の2の2、第8条の2の3)
    - 自ら資格を取得し、点検をすることが可能

#### 3. 避難・安全基準の強化

- 避難上必要な施設等の管理の義務付け
- ... 避難上必要な施設(廊下、階段、避難口等)等に物件がみだりに存置されないよう管理することを義務付け(第8条の2の4)

#### 4. その他

- (1)罰則の強化
  - 措置命令等違反に対する罰則の引上げ、両罰強化(第9章)
- (2)関係機関との連携強化
  - 消防長等の関係官公署への照会等(第35条の10)
- (3)公益法人要件の撤廃
  - 消防用機械器具等の検定を行う指定検定機関の公益法人要件の撤廃(第21条の46)

## 特集 2

# テロ対応資機材の整備

救急救助課



消防庁においては、関係省庁と連携を図りつつ、地方公共団体における生物・化学テロ災害対策に万全を期するため、以下の取組みを実施しています。

### 1 地方公共団体における危機管理体制の構築

全都道府県におけるテロ対策本部等の設置

平成13年10月30日に都道府県等を対象とする「緊急テロ対策担当部長会議」を開催し、24時間体制の構築等、更なる危機管理体制の強化を要請

平成13年12月10日に「NBCテロ対処現地関係機関連携モデルに係る消防防災主管課長会議」を開催し、地域の実情に応じた役割分担や活動内容等を更に具体的に協議・調整する上での指針として活用していただくよう都道府県に要請

### 2 消防、警察、自衛隊等の連携の強化

消防、警察、自衛隊及び医療関係機関による合同訓練の実施（大阪府（13.10.19）、神奈川県（13.10.23）、東京都（13.11.15）等）

ワールドカップサッカー大会開催地における訓練図上演習の実施の要請

また、平成14年2月21日に同大会に係る消防関係連絡会議を開催し、消防・救急警戒への対応計画の策定等について要請

### 3 テロ災害に対応するための消防資機材の整備

生物剤・化学剤を使用したテロ災害に対応するために必要な消防活動用資機材として、陽圧式化学防護服、携帯型生物剤検知装置等の資機材を全都道府県の代表的な消防本部等に配置し、消防機関における対応力を強化（平成13年度第1次補正予算）

陽圧式化学防護服、生物剤検知装置、除染シャワー及び中和剤散布器を国庫補助対象として追加（平成14年度予算）

### 4 消防機関等に対する危機管理教育訓練の充実強化

消防大学校における生物・化学テロに対応するための危機管理訓練を充実強化（平成14年1月9日～11日、特別講習会を開催）するとともに、消防職団員に対するテロ災害対策教材を配布（平成13年度第1次補正予算）、生物・化学テロ対応資機材を配置

前記の取組みのうち、第1次補正予算（約17億円）により整備するテロ対応資機材についてご紹介します。

## 1 概要

今回、消防庁が配置する資機材は、全国の消防機関において緊急に一定水準の対応能力を確保する必要性から、国が資機材を調達し消防本部に貸与を行うものです。具体的には、生物・化学テロによる災害発生時に消

防活動で使用する、陽圧式化学防護服、生物剤・化学剤検知資機材及び除染シャワー等を、都道府県庁所在地、米軍基地所在地及びワールドカップサッカー大会開催地等の消防本部に計150組貸与することとし、さらに、救急隊員用の防毒マスクを全消防本部の全救急隊（4,563隊）に貸与することとしています。

これらの資機材について、「生物・科学テロ対応資機材貸与式」を去る3月1日（金）に中央合同庁舎第2号館1階において行いました。



貸与資機材紹介の様子（1）



貸与資機材紹介の様子（2）

## 2 テロ対応資機材名と全配置数及び基本組み合わせ

資機材名	貸与単位	全配置数	組み合わせA	組み合わせB
陽圧式化学防護服	5着	750着		
携帯型生物剤検知装置	1式	94式		-
生物剤捕集器	1式	94式		-
生物剤検知紙	1式	150式		
有毒ガス検知管	1式	150式		
化学剤検知紙	5冊	750冊		
携帯型化学剤検知機	1式	94式		-
除染シャワー	1式	150式		
中和剤散布器	2器	300式		
防毒マスク	3式	13,689式	各救急隊(4,563隊)×3式	

組み合わせA：全都道府県の代表的な消防本部に対し、生物・化学剤を検知できる資機材を含む資機材、計94組を配置し、広域的に活用する。

組み合わせB：生物・化学剤を簡易に検知できる資機材を、都道府県内の位置的なバランス等を考慮して、東京都を除く各道府県内の消防本部に対して計56組を配置する。

## 3 都道府県別配置数

都道府県名	配置数	都道府県名	配置数	都道府県名	配置数
北海道	6	石川	2	岡山	2
青森	2	福井	2	広島	3
岩手	2	山梨	2	山口	2
宮城	3	長野	3	徳島	2
秋田	2	岐阜	2	香川	2
山形	2	静岡	5	愛媛	2
福島	2	愛知	4	高知	2
茨城	4	三重	2	福岡	5
栃木	2	滋賀	2	佐賀	2
群馬	2	京都	3	長崎	3
埼玉	6	大阪	6	熊本	4
千葉	5	兵庫	6	大分	3
東京	10	奈良	2	宮崎	2
神奈川	10	和歌山	2	鹿児島	2
新潟	3	鳥取	2	沖縄	4
富山	2	島根	2	合計	150

配置数は、組み合わせA及び組み合わせBの合計

## 4 貸与資機材の概要

### (1) 陽圧式化学防護服 (写真 A)

消防隊員が生物・化学剤の存在する現場において消防活動を行う際に装着し、身体の防護を図るもの。全身を完全に密閉できる陽圧密閉式で、生物・化学剤が内部に浸入しない構造であり、消防隊員は内部に装着した空気呼吸器により呼吸を行う。

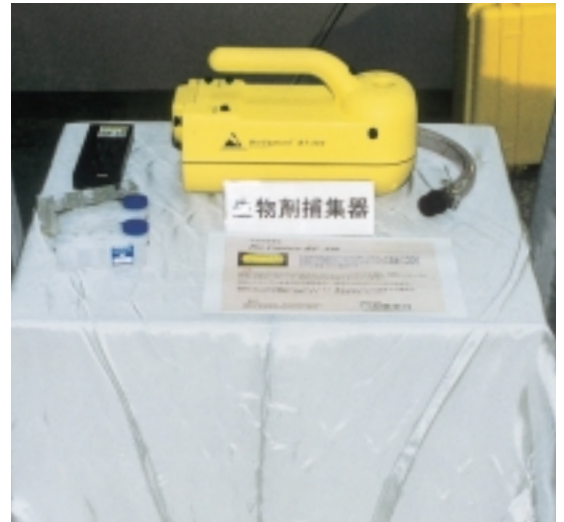


(写真 A)





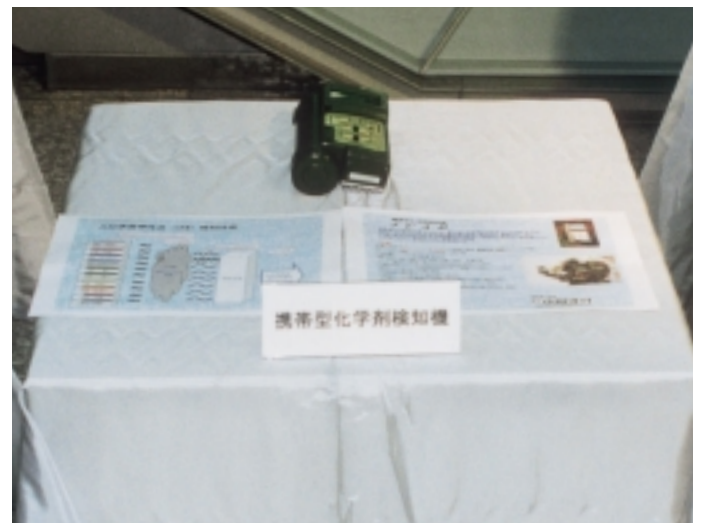
(写真 B)



(写真 C)



(写真 D)



(写真 E)

### (2) 携帯型生物剤検知装置 (写真 B)

生物剤の疑いのある不審物が散布等された場合に、生物剤の有無の確認及び生物剤の種類の特定を行う資機材。炭疽菌、天然痘ウイルスなど、計6種の菌等の検知が、15～30分程度で可能である。

### (3) 生物剤捕集器 (写真 C)

空気中に浮遊するエアロゾル状または粉末状の生物剤を携帯型生物剤検知装置で測定する際に、浮遊する生物剤を捕集する資機材。捕集器に携帯型生物剤検知装置に用いるテストストリップス(生物剤を検知するチケット)を組み入れ、捕集することが可能である。

### (4) 生物剤検知紙 (写真 D)

携帯型生物剤検知装置に比較し簡易的に生物剤の検知を行う資機材。炭疽菌など、計5種の菌等の特定が可能である。

### (5) 携帯型化学剤検知機 (写真 E)

空気中の化学剤を検知し警報音を発するとともに、それらの物質の濃度を測定する資機材。サリン等の神経剤のほか、工業薬品等に用いられる物質の検知が可能である。



(写真 F)



(写真 H)



(写真 G)



(写真 I)



(写真 J)

#### (6) 有毒ガス検知管 (写真 F)

内部に薬剤が充填された、ガラス管状の検知管にガスを通し、その変色の有無により有毒ガスを定性的に検知する資機材（一部の検知管は、定量的に検知できる）。20種類の検知管及び吸引ポンプ、ホース等の付属品を備えている。

#### (7) 化学剤検知紙 (写真 G)

検知紙の色の変化により、主に液体状の化学剤を検知するための資機材。

#### (8) 除染シャワー (写真 H)

生物・化学剤が存在する区域で活動した消防隊員や、汚染された傷病者等を消防ポンプ車からの送水を利用し

シャワーにより除染するための資機材。空気ポンベにより迅速に組み立てができる。傷病者の除染を考慮した給湯器及び汚染された排水を一時貯蔵する水槽が付属する。

#### (9) 中和剤散布器 (写真 I)

中和剤を散布し、生物・化学剤に汚染された場所、車両等の除染に用いる資機材。中和剤を内部に充填し、加圧して使用する。

#### (10) 防毒マスク (写真 J)

生物・化学剤が存在する可能性のある災害現場での救急活動や、生物・化学剤に汚染された傷病者に対する救急活動実施時に、救急隊員の呼吸器及び顔面を保護するために用いる。